

山梨県物価高騰対策・子育て世帯応援臨時交付金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、山梨県物価高騰対策・子育て世帯応援臨時交付金（以下「交付金」という。）については、山梨県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町村が実施する子育て世帯を対象とした物価高騰対策に要する費用に対し交付金を交付することにより、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で交付する。

(交付対象事業)

第3条 この交付金の交付対象事業は、子育て世帯を対象とした物価高騰対策として、新たに実施する事業又は既に実施している事業において、その事業の効果を拡充して実施する事業であって、別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象経費、基準額、交付率)

第4条 この交付金の交付対象経費、基準額、交付率は、別表第2欄、第3欄、第4欄に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「市町村」という。）は、交付金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を市町村に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(変更交付申請)

第7条 交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、別表第5欄に掲げる軽微な変更の場合は、この限りでない。

(変更交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、変更すべきものと認めたときはすみやかに変更交付の決定を行い、変更交付決定通知書（様式第4号）を市町村に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付条件)

第9条 交付金の交付の条件は、次の各号によるものとする。

(1) 交付事業の内容又は複数事業を実施する場合の各事業間における交付事業に要する

経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 交付事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(3) 交付事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月以内を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 交付事業が完了しない場合において交付金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、市町村は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに、当該年度に係る実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定による変更の交付決定をした場合は、その内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、市町村の申請に基づき、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

4 前2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の交付)

第12条 この交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 規則その他の法令又は本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(2) 交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合

2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに交付決定取消(変更)通知書（様式第9号）により市町村に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、市町村に対し、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

4 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取り消し、前項によ

る交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- ５ 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産処分の制限）

第１４条 交付事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- ２ 交付事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第１０号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ３ 知事は、第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した交付金のうち取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- ４ 取得財産等については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（書類の保管）

第１５条 交付事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該交付事業終了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

- ２ 取得財産等がある場合は、交付事業終了の年度の翌年度から起算して第９条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第１６条 市町村は、第５条の規定に基づく交付の申請、第７条に基づく変更の交付申請、第９条第１項第２号に基づく中止・廃止の承認申請、第９条第１項第３号に基づく報告、第１０条第１項に基づく実績報告又は第１４条第２項に基づく財産処分の承認申請については電子情報処理組織を使用する方法（条例第３条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことも可とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第１７条 知事は、第６条第１項に基づく通知、第８条第１項に基づく通知、第９条第１項第２号に基づく承認、第９条第１項第３号に基づく指示、第１１条第１項に基づく通知、第１１条第２項に基づく返還命令、第１３条第２項に基づく通知、第１３条第３項に基づく返還命令又は第１４条第２項に基づく承認については、市町村が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他必要な事項）

第１８条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された交付金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1. 交付対象事業	2. 交付対象経費	3. 基準額	4. 交付率	5. 軽微な変更
① 学校等の給食費の無償化に係る事業	左記の各事業の実施に必要な経費	県が算定した限度額	10/10 ただし基準額を限度とする。	1 複数事業を実施する場合の各事業間の交付対象経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 交付事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた交付金の額の増額を伴わない場合
② 保育所等の副食費の無償化に係る事業				
③ 放課後児童クラブの時間延長等に係る事業				
④ チャイルドシートやジュニアシートの購入やレンタルに要する費用への補助事業				
⑤ レジャー施設や習い事に係る費用、学用品や学校指定制服の購入費等への補助事業				
⑥ 子どもの居場所づくりの整備に係る事業				
⑦ その他子育て世帯を対象とした物価高騰対策に係る事業				

- 1 交付対象事業は、新たに実施する事業又は既に実施している事業において、その事業の効果を拡充して実施する事業とする。
- 2 1の条件を満たす事業で、交付対象事業欄の①から⑥の事業以外のものについても、子育て世帯を対象とした物価高騰対策に係る事業は、すべて交付の対象とする。

※基準額については、市町村ごとに別途内示により通知する。